平成 1 6年(行ウ)第 4 7号 公金支出差止等請求住民訴訟事件原 告 藤 永 知 子 外 3 1名 被控訴人 埼 玉 県 知 事 外 1名

請求の趣旨の減縮申立書

平成18年9月13日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木		新	_	
同	南	雲	芳	夫	
同	野	本	夏	生	
同	猪	股		正	
同	小	林	哲	彦	
同	Ш	井	理砂子		ほか

第1 申立の趣旨

1 原告らは、本件訴状の請求の趣旨第4項及び第5項を、下記のとおり、それぞれ縮減する。

記

「4 被告埼玉県知事は、埼玉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者上田清司(平成16年9月10日以前の1年間において埼玉県知事の地位にあった者)に対し、金19億4596万9502円並びにこれ に対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延 損害金

5 被告埼玉県公営企業管理者は、埼玉県を代表して次の損害賠償請求をせ

ょ。

債務者田村健次(平成16年9月10日以前の1年間において埼玉県公営企業管理者の地位にあった者)に対し、7億3806万1000円及びこれに対する平成16年9月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金」

2 原告らは、本件訴状の請求の趣旨第1項(3)を取り下げる。

第2 申立の理由

- 1 申立の趣旨1について
- (1) 原告らは、本件訴状の請求の趣旨第4項において、埼玉県知事を被告として、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に埼玉県が負担した特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金(一般会計から水道事業特別会計への繰出金)、河川法に基づく治水関係負担金、水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金(一般会計からの整備事業負担に対する補助金)、並びに 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対する利水・治水関係負担金の合計額21億200万円について、債務者上田清司に対し、埼玉県を代表して損害賠償請求を行うことを求めた。

また、同第5項において、埼玉県公営企業管理者を被告として、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に埼玉県公営企業管理者が支出した 特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金及び 水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金の合計額12億7000万円について、債務者田村健次に対し、埼玉県を代表して損害賠償請求を行うことを求めた。

(2) しかるに、被告らの準備書面(2)及び準備書面(4)に基づく主張によれば、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に埼玉県及び埼玉県公営企業管理者が支出した ないし の負担金等の金額は、以下の通りとなるとのことである。

特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金(一般会計から水道事業特別会計への繰出金)

11億0430万0000円

河川法に基づく治水関係負担金

7億3336万5101円

水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金(一般会計からの整備事業負担に対する補助金)

2481万2000円

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対する利水・治水関係負担金 8349万2401円

ないし の合計額は、19億4596万9502円となる。 特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金

3億8830万0000円

水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金

3億4976万1000円

と の合計額は、7億3806万1000円となる。

- (3) そこで、原告らは、被告らの上記主張を踏まえて検討をした結果、本件訴状の請求の趣旨第4項を、第1記載のとおりに変更するとともに、請求の趣旨の減縮を申し立てるものである。
 - 2 申立の趣旨2について

原告らは、訴状請求の趣旨第1項(3)において、埼玉県公営企業管理者を被告として、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差し止めを求めていた。

しかるに、被告の答弁書第2、2項(1)によれば、財団法人利根川・荒川 水源地域対策基金の事業経費負担金の支出権限は埼玉県知事にあり、埼玉県公 営企業管理者にはその権限はないとのことである。 そこで、原告らは、被告の上記主張を検討した結果、本件訴状の請求の趣旨第 1項(3)を取り下げるものである。

第3 平成18年6月14日付「被告変更の申立書」との関係について

なお、訴状請求の趣旨第4項については、平成18年6月14日付「被告変更の申立書」において、被告を、訴状に記載した「埼玉県知事」から、県の河川砂防課長らに変更することを求めている。

この変更申立は、損害賠償権の権利行使は「債権の管理事務」として行われるところ、埼玉県において埼玉県知事は、この債権管理事務を執る権限を、埼玉県財務規則194条により同規則第2条第4号の課長に委任しており、県知事には債権管理事務を執る権限はないとの被告の主張(答弁書第2、2項(4))を踏まえて行ったものである。

従って、被告の変更の点も踏まえるならば、請求の趣旨第4項は、最終的には 下記のとおり変更されるべきである。

記

4(1) 被告埼玉県財政課長は、埼玉県を代表して、次の損害賠償請求をせよ。

債務者上田清司(平成16年9月10以前の1年間において埼玉県知事の地位にあった者)に対し、11億2911万2000円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

- (2) 被告埼玉県土地水政策課長は、埼玉県を代表して、次の損害賠償請求をせよ。 債務者上田清司に対し、8349万2401円及びこれに対する平成16 年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (3) 被告埼玉県河川砂防課長は、埼玉県を代表して、次の損害賠償請求をせよ。 債務者上田清司に対し、7億3336万5101円及びこれに対する平成16年 9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

以上